

令和4年6月6日

保護者の皆様

廿日市市立宮園小学校  
校長 中谷一志

### 学校生活における児童のマスクの着用について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、平素から本校の教育活動の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、先般、文部科学省から「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」が公表されました。このことを受けて、これから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童のマスクの着用について、次のとおり対応していくこととしましたのでお知らせします。

1 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。

地域の感染状況等を踏まえつつ、児童の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行うなどに留意していきます。

2 登下校においては、人との距離が確保できる場合、あるいは人との距離が確保できなくても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。

3 休憩時間を含む外遊び（密にならない遊び）や屋外で行う教育活動（自然観察等）においては、人との距離が確保できる場合、あるいは人との距離が確保できなくとも会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。

4 個人で行う読書やタブレット等を使って調べたり考えたりする屋内で行う教育活動においては、人との距離が確保できる場合、あるいは人との距離が確保できなくとも会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。

ただし、授業中のグループ活動での話合いの際には、マスクを着用するようにします。

5 気温が上昇した場合、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、マスクを外すよう指導します。

マスクを着用しない状況であっても、引き続き、手洗いや「密」の回避等の基本的な感染対策を行っていきます。また、今後の感染症状況によって、この取扱いを変更する場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

\* 裏面の文部科学省からのリーフレットもご参照ください。

写

厚生労働省と連携し、マスク着用の考え方について周知するためのリーフレットを作成しましたので、お知らせいたします。

事務連絡  
令和4年5月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

### マスクの着用に関するリーフレットについて

児童生徒等のマスクの着用については、昨日発出した「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）においてお示ししたところですが、このたび、厚生労働省と連携し、別添のとおりマスク着用の考え方について周知するためのリーフレットを作成しましたので、お知らせいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれでは所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれではその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれではその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれでは所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いします。

<本件連絡先>  
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

# 子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合においては、マスクを着用する必要はありません。  
また、就学前のお子さんについては、マスク着用を一律には求めていません。



## 就学児について

（小学校から高校段階）



### 屋外

- ・人との距離が確保できる場合
- ・人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合  
<例>離れて行う運動や移動、鬼ごっこなど密にならない外遊び
- <例>屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

### 屋内

- ・人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合  
<例>個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

## 学校生活

屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際  
※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう  
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

## 保育所・認定こども園・幼稚園等の就学前児について



### 2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

### 2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めていません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。

気をつける  
ポイント

▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。

▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。

